

北綱島特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日 策定 (平成30年5月 一部改訂)

(令和 2年5月 一部改訂)

1 いじめ防止にむけた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号第一章定義第二条）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

重度重複障害のある本校の児童生徒は、豊かな未来社会の中で誰からも認められ、かけがえのない存在とならなくてはならない。その社会生活の基盤をつくるのが十二年間の学校生活である。本校の児童生徒にとっては、学校は他者を意識し、他者とのかかわりによって、自己の存在を認識する場である。それゆえ、あたたかい人間関係の中で、安心して、のびのびと学習し、生活できる環境が必要である。このような場において、児童生徒の思いを無視した行動や言葉が存在すると、児童生徒の居場所としての機能を失うことになる。居場所が脅かされることは、児童生徒の尊厳に対する冒とくであり、大きな人権侵害につながる。

本校の児童生徒は自分の思いを自分自身の声に出して語ることは難しい。悲しみや苦痛や疎外感を発することが難しい児童生徒であるからこそ、教職員全員がいじめは本校でも起こりうる事案であることを認識し防止に向けて全力で取り組んでいく必要がある。

そこで、次に「北綱島特別支援学校いじめ防止基本方針」策定の目的といじめを防止するための基本となる方向性とを次に示す。

【目的】

いじめのない社会実現に向けて、学校、保護者、関係諸機関はそれぞれの役割を自覚し、活動するとともに、児童生徒に関わる全ての人がいじめを許さない社会の実現に努めることを目的とする。

【方針】

- ①いじめは本校の全児童生徒にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害事案として全教職員が共通理解し、いじめ防止に全力で取り組む。
- ②あらゆる場面で児童生徒が自己肯定感を高められるように、相手の存在に関心を払い、相手の思いを想像する教育活動を展開する。
- ③児童生徒、保護者と教職員が適切な人間関係、信頼関係を確立する。
- ④特別支援コーディネーターによる教育相談体制の充実を図り、関係諸機関との連携を深めること。
- ⑤交流教育部が中核となり、隣接する小学校での教育活動（総合的な学習の時間での障害者理解のための学習活動）への支援を充実させる。

2 「学校いじめ等防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の設置目的

いじめの定義は「児童生徒 ⇄ 児童生徒」だが、本校では「児童生徒 ⇄ 児童生徒」に加え、「児童生徒 ⇄ 教職員」「教職員 ⇄ 教職員」の関係も含めて対応することになっている。
(令和元年11月より組織変更)

(2) 委員会の構成員

学校長、副校長、教務主任、学部長、特別支援教育コーディネーター、人権推教育推進部長、養護教諭、事務長を構成員とする。必要に応じて、外部機関の児童生徒担当の関係者に参加を要請する。

(3) 委員会の運営

週に1回、定例の会議として設定し、さらに人権教育推進部が主導して年2回、児童生徒の情報交換を行う。その他必要に応じて会議を設定する。

学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

(4) 委員会の活動内容

①人権教育推進部と連携して、いじめ防止研修や児童生徒理解研修などを継続的に実施できるように組織機能を維持する。

②児童生徒、保護者、教職員がいつでも相談できるような体制づくりを担う。

③児童生徒、保護者、教職員へのアンケート実施・集約を担当し、いじめ事案に該当するものがあるかどうかの評価機能を担う。

3 いじめ等の未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめ等の未然防止、早期発見

「いじめ等防止対策委員会」の他に、学部会を充実させ、全職員が情報を共有し、児童生徒の変化に気付く体制でのぞむ。

①日常の児童生徒観察を充実させ、小さな変化でも学部職員へ **報告** をする。

②児童生徒の保護者との **連絡** を密にとり、小さな変化を共有する。

③児童生徒の言葉、思いを常に **想像** しながら児童生徒と接する。

(2) いじめ等に対する措置

①いじめの疑いがあった段階で、ただちに「いじめ等防止対策委員会」を開き、組織的に対応する。

②被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導支援を行う。

(3) いじめ等の解消

いじめ等が解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめ等の行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。

②いじめ等を受けた児童生徒・教職員が心身の苦痛を感じていないこと

いじめ等が解消に至るまでは、「(2)いじめ等に対する措置」に基づいて、学校全体で継続的に対応する。

(4) いじめ以外のトラブルについて

いじめ以外のトラブルに関する未然防止、早期発見・事案対処については、いじめに関する取り組みに準ずる。児童生徒や保護者を、教職員や関係職員等に読み替える。

(5) 教職員等への研修

- ①児童生徒一人ひとりに焦点をあてた学部ごとのケース会や、人権研修を充実させる。
- ②特別支援コーディネーターによる研修を充実させ、全校での共通理解を図る。
- ③再発防止策に応じた研修を企画運営する。

(6) 取組の年間計画

- 通 年 ・ いじめ防止基本方針の推進と改善、「いじめ等防止対策委員会」の運営
- 前 期 ・ 家庭訪問、個別面談を通して、学級、学部全職員が児童生徒を共通理解し、保護者との連携をとる
- ・ 人権研修（8月）
 - ・ 他機関との連携
 - ・ 再発防止策に応じた研修
- 後 期 ・ 学校評価の実施、検証
- ・ 人権週間（12月）
 - ・ 進級、進学、卒業にむけた適応指導、個別支援計画等の引きつぎ
 - ・ いじめ防止基本方針の検証
 - ・ 再発防止策に応じた研修

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

児童生徒、保護者からの申し立てによるものだけでなく、教職員、その他関わりある全ての者からの報告について「いじめ」事案としてとらえる。その上で、児童生徒の存在への無視または否定、身体的苦痛や精神的苦痛を伴う行為全般を尊厳に対する冒とくととらえ、重大事態と認知する。

(2) 発生の報告

本校におけるいじめは重大な人権侵害事案ととらえ、直ちに教育委員会特別支援教育課に報告する。教育委員会は市長に報告する。

(3) 調査・再発防止

- ①「いじめ等防止対策委員会」が事実関係を明らかにするために情報収集し、調査報告を行う。
- ②事実関係を明らかにし、学校および教育委員会が事実に向き合うことで、同種の事態の再発防止に努める。
- ③いじめを受けた児童生徒、保護者に対して調査内容を真摯な態度で報告するとともに、全職員による研修を行い、再発防止を図る。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。